

「第 2 期 添田歴史的風致維持向上計画」策定等支援業務委託に係る仕様書

1. 業務の背景・目的

添田町では、町固有の歴史的風致を守り育て、歴史的資源や伝統的な活動の保存・活用を図ることを目的に、平成 27 年に「添田町歴史的風致維持向上計画」（以下「現計画」という。）を策定し、国からの認定を受け、歴史まちづくりを推進してきた。

現計画は、令和 5 年度に計画期間が終了することから、現計画の評価、検証を行うとともに、その評価・検証結果に基づいて、脈々と受け継がれてきた大切な歴史的風致を今後も継承することにより町民の町に対する愛着を育むとともに、更なる歴史まちづくりを推進していくため、「第 2 期 添田町歴史的風致維持向上計画（以下「第 2 期計画」という。）」の策定等に係る支援業務を本業務の目的とする。

2. 業務委託期間 契約締結日から令和 6 年 3 月 25 日まで

3. 基本的な業務委託方針

「第 2 期 添田町歴史的風致維持向上計画」策定等支援業務にあたっては、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）」及び本仕様書のほか、次の各項に掲げる法令に基づかなければならないこととする。

- 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
- 添田町個人情報保護条例（平成 18 年添田町条例第 8 号）
- 添田町財務規則（昭和 63 年添田町規則第 1 号）
- 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律運用指針
- 「歴史的風致維持向上計画」策定に向けた手引き（令和 2 年 3 月国土交通省）
- 「歴史的風致維持向上計画」作成マニュアル（令和 2 年 3 月国土交通省）
- 上記に関連する規則・要綱及び通知などの関係法令等

3. 業務内容

（1）添田町歴史的風致維持向上計画（第 1 期）の評価、検証

- 「現計画」に位置づけている各種事業を整理し、その成果と課題を分析する。
- 関係各課で構成される「歴史的風致維持向上計画策定庁内会議（仮称）」において、「現計画」に基づき実施してきた事業の成果と課題を検討するとともに、「第 2 期計画」の事業効果を高めるための庁内体制の検討を実施する（3 回程度）。

（2）添田町の維持及び向上すべき歴史的風致の検討

- 「第 2 期計画」の認定に向けて、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 運用指針（以下、運用指針）」等を踏まえつつ、添田町の歴史的風致形成の背景、添田町の維持及び向上すべき歴史的風致を検討する。
- 検討にあたっては、平成 29 年 3 月の運用指針の一部改正を踏まえ、現計画に位置付けている歴史的風致（活動、建造物）が 50 年以上の歴史を有することの根拠を明確にする各種文献及びヒアリング調査等を実施する。

（3）最終評価シートの作成支援

- 「(1)」で検討した結果を踏まえ、最終評価シートに取りまとめる。

(4) 「第2期計画（案）」の検討

- 業務対象区域（特に重点区域）における上位・関連計画や事業、施策等をリストアップした上で、業務対象区域の位置付けを整理する。
- 上位・関連計画等の策定状況や前号までの検討を踏まえ、「第2期計画」における歴史的風致の維持及び向上に関する課題と基本方針を検討する。
- 「(1)」から「(3)」までの検討を踏まえつつ、「第2期計画」における重点区域の検討を行う。
- 現計画に記載されている「文化財の保存及び活用に関する事項」と「歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項」及び「歴史的風致形成建造物に関する事項」について、検証と見直しを行う。
- 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理の検討においては、「(1)」での検討を踏まえつつ、「第2期計画」の計画期間内における歴史まちづくりのロードマップの検討を行い、「第2期計画」で位置付ける事業の検討を行う。

(5) 添田町歴史まちづくり協議会での協議支援

- 有識者等で組織している「添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会」での協議に係る資料を作成する。（3回程度）

(6) 国土交通省等との協議支援

- 国土交通省等との協議に係る資料を作成する（3回程度）。なお、国土交通省等との協議には、可能な限り同席するものとする。（開催場所想定：東京都の国土交通省本庁または、京都市の文化庁本庁）

(7) パブリックコメントに係る資料の作成

- 第2期計画案に関するパブリックコメント用の資料を作成する。

(8) 報告書の取りまとめ

- 「(1)」から「(7)」までの検討結果を報告書として取りまとめる。

4. 成果物

種別	部数	備考
①. 報告書	2部	
②. 第2期計画書	10部	
③. ①・②の電子データ一式	1枚	作成電子データ及びPDF化したデータ

5. その他

(1) 業務の一括再委託の禁止

- 受託者は、本業務を一括して第三者に委託することはできないものとする。なお、業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ町と協議し、承諾を得なければならないものとする。

(3) その他の留意事項

- 受託者は、本書及び入札説明書について疑義が生じた場合は、町と受託者が協議のうえ決定するものとする。